

第6号様式(第19条関係)

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成25年7月16日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(OMMビル)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 加藤 好文 電話 06-6944-2521				
主たる業種	普通鉄道業					細分類番号 4 2 1
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	鉄道事業における総合原単位を基準年より、毎年1%ずつの削減を目指す。					
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電量削減PRJにより、エネルギー効率の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。					
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	19,723.2トン	18,337.0トン	17,624.0トン	トン	-8.8 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	19,651.5トン	18,337.0トン	17,624.0トン	トン	-8.5 パーセント
	実績に対する自己評価	鉄道電力削減PRJの各種取組みのほか、平成23年度及び平成24年度に実施したダイヤ改正(効率的な運行)による列車走行量の減少や節電の取組み(コンコース照明消灯・エカレーラー部運転停止等)により8%以上の削減となった。				
	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量(車両走行軒/100,000)	20.50	19.56	18.99	-5.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()				パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	平成23年度及び平成24年度に実施したダイヤ改正(効率的な運行)により列車走行軒が減少したものの、通常の節電の取組み(コンコース照明消灯・エカレーラー部運転停止等)による付帯電力の減少により原単位当たりの排出量も5%以上の削減となった。				
	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
	77.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	ダイヤ改正(前年度及び3月中旬)による列車走行軒の削減、信号機及び踏切閃光灯LED化並びに空調設備・照明設備・駅冷房用冷凍機の省エネ型への更新				
	(24)年度	前年度及び3月中旬に実施したダイヤ改正による列車走行軒の削減、信号機及び踏切閃光灯LED化並びに空調設備・照明設備・駅冷房用冷凍機の省エネ型への更新				
	(25)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目標とする。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	各種会議体で本取組みを指導し、全社員が趣旨を理解しているが通勤の時間帯や個人的事情により目標を達成できなかった。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	0.0トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	0.0トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	0.0トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	0.0トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	0.0トン		
合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	公共交通利用促進 ・パーク&ライド:「エカ・ビ」外バーキャンパス(守口河原町)をオープン。 ・サイクル&ライド:駐輪場・まちかどミナボート(三条駅)をオープン。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。